

条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

令和元年度 第3回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
災害の備えについて、想定される被害状況を周知するなどにより、自助の意識を高める施策が、大正区将来ビジョンに盛り込まれていない。	大正区将来ビジョンにおいて、自助の意識を高める施策を盛り込むなど改定を実施するとともに、3か年にわたりテーマ別に策定した地区防災計画と連動する形で「自助ガイドライン」を策定を行った。今後当ガイドラインの周知を行い、自助を中心とした区民の防災意識の向上を図っていく。	条例第9条第1項
区の事業の広報について、関心のない人や若年層へのアプローチを考える必要がある。	大正区将来ビジョンにおいて、広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に関心を持ち、手に取って読むようアプローチしていく手法や、アウトリーチ型の広報など、「第3ステージの広報のあり方」について、検討する旨を記載するとともに、広報紙において、区民による情報発信を広報紙やSNSでシェアするなど、区民参加型の新たな情報発信に取り組む等、これまでアプローチできなかった区民への広報の充実を図っていく。	条例第9条第1項

令和元年度 第4回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
若い人などさまざまな人が地域のことに興味をもち、地域活動にも参加してもらいたい。	区民の様々な意見を聴取する目的で、「住民自治の活性化」を区政会議の議題として取り扱い、テーマを絞った深い議論を行った(令和2年度第1回大正区区政会議にて実施)	条例第9条第1項

令和2年度 第1回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
住民自治の活性化について、SNSを活用した発信や、埋もれている意見を掘り起こすことは、今後の担い手不足の解消に有効だと考えている。また、やりたいと思わせる何かを伝えるために、行政だけでなく地域、住民がその方法を考えることが必要ではないか。	地域まちづくり実行委員会における、SNSの導入についても支援を行うとともに、住民自治の活性化において表出した意見について、地域まちづくり実行委員会委員長会等で各地域と共有した。	条例第9条第1項

前述の代表的な措置の他に、大正区区政会議では、区政会議の委員の全意見に対し、当日の回答およびその後の対応を実施しています。

〔令和元年度第3回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000490/490277/ikentotaiou.pdf>

〔令和元年度第4回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000497/497024/ikentotaiou.pdf>

〔令和2年度第1回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000508/508996/ikentotaiou.pdf>

〔令和2年度第2回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000518/518044/11ikentotaiou.pdf>